

市ケ谷出版社発行

令和6年度版（2024年度版）

「2級建築施工管理技士 第一次検定・第二次検定 出題分類別問題集」

本書に下記のとおり記載内容の誤りがありました。ここに訂正致します。

「建設業法」の「建設業法の許可」の下請代金の総額が改正されていますので、下記のとおり訂正いたします。

大変ご迷惑をおかけしまして、申し訳ありません。

市ケ谷出版社・著者一同

頁	誤	正
214	<p>1</p> <p>(1)……下請代金の総額が 4,000 万円の下請契約をすることができない。</p> <p>(2) ……下請代金の総額が 6,000 万円の下請契約をすることができない。</p>	<p>(1)……下請代金の総額が 4,500 万円の下請契約をすることができない。</p> <p>(2) ……下請代金の総額が 7,000 万円の下請契約をすることができない。</p>
215	<p>[解説]1</p> <p>(1),(2) ……下請代金の総額が 4,000 万円以上（建築一式工事は 6,000 万円以上）となる下請契約を……</p> <p>表1 特定建設業と一般建設業の比較 特定建設業：4,000 万円以上、 建設工事業 6,000 万円以上 一般建設業：4,000 万円未満、 建設工事業 6,000 万円未満</p>	<p>(1),(2) ……下請代金の総額が 4,500 万円以上（建築一式工事は 7,000 万円以上）となる下請契約を……</p> <p>特定建設業：4,500 万円以上、 建設工事業 7,000 万円以上 一般建設業：4,500 万円未満、 建設工事業 7,000 万円未満</p>
219	<p>[解説]8</p> <p>(1) ……請負代金の額が 3,500 万円以上（建築一式工事では 7,000 万円以上）の工事現場に……選任の者でなければならない。……主任技術者は、選任でなくてもよい。……</p>	<p>(1) ……請負代金の額が 4,000 万円以上（建築一式工事では 8,000 万円以上）の工事現場に……専任の者でなければならない。……主任技術者は、専任でなくてもよい。……</p>
220	<p>3</p> <p>(1)……特定建設業者は、6,500 万円の下請契約を締結して……</p> <p>(3) 請負代金の額が 7,000 万円の共同住宅の建築一式工事を……</p>	<p>(1)……特定建設業者は、7,500 万円の下請契約を締結して……</p> <p>(3) 請負代金の額が 8,000 万円の共同住宅の建築一式工事を……</p>
221	<p>正解とワンポイント解説</p> <p>2</p> <p>(1)……工事代金が、4,000 万円以上（建築一式工事では 6,000 万円以上）となる……</p> <p>3</p> <p>(1) 6,000 万円以上の下請契約を……</p>	<p>2</p> <p>(1)……工事代金が、4,500 万円以上（建築一式工事では 7,000 万円以上）となる……</p> <p>3</p> <p>(1) 7,000 万円以上の下請契約を……</p>
238	<p>16</p> <p>(2)……幅が、自動車の幅を超えるものを積載する場合</p>	<p>(2)……幅が、自動車の車体の左右から自動車幅の1/10を超えるものを積載する場合</p>
259	<p>解説・解答 1</p> <p>3.①全文</p>	<p>3.①断熱材吹付が、外壁の押出成形セメント板工事前に行われるはずがないので、完了時期が不適当な差御名は、断熱材吹付である。</p>